

議会基本条例の最近の傾向

議会基本条例のあり方

議会基本条例の普及に伴い、議会を改革する実行性の伴わない基本条例も少なくないのではないか、という批判が投げかけられてきた。

東京財団や自治体議会改革フォーラム等からは、議会基本条例の内容をレベルアップするために各種の提言がなされている。

1. 議会基本条例の制定根拠を明確に！

- (1) 議会のあり方について、地方自治法が規定していない領域についても、自治体独自に規定する必要がある。
- (2) 議会という代表機関は住民に対してどのような義務を負うかを規定する自治体立法である。
- (3) 議会のミッションを住民に対して分かりやすく具体的に宣言するものであること。

2. 東京財団が提唱する議会基本条例の必須3条件

- (1) 議会報告会
- (2) 請願・陳情者の意見陳述
- (3) 議員間の自由討議の条例における義務化、明文化

3. 自治体議会改革フォーラムが提唱する議会基本条例

(1) 改革項目

市民参加→参考人・公聴会

陳情・請願の位置付け

請願者の説明機会

住民・NPO等との意見交換の場

議会報告会

議員討議→議員間討議

一問一答

反問権

情報公開→委員会の原則公開

全ての会議の原則公開

個別議員の賛否の公開

(2) 議会機能

政策審議→具体的な政策情報の提示

文書質問

政策検討組織

議会権限→議決責任
議決事件の追加
説明責任

(3) 議会の専門性

補佐機能・研修→附属・調査機関
議会事務局機能拡充
議会による研修

(4) 評価・見直し→議会改革推進組織

基本条例評価見直し

4. 日本経済新聞社産業地域研究所調査による議会改革度(2010.4.15)

(調査の概要)

- ・ 784市・23区からの回答をもとにランキングしている。
- ・ 議会の基礎データ・議会の公開、議会の住民参加、議会の運営等の37の主設問、45項目について配点(200点満点)し、総得点を偏差値化している。

(政令市：総合偏差値)

新潟市	68.9
札幌市	66.3
横浜市	64.6
川崎市	64.6
仙台市	61.3
さいたま市	61.0
福岡市	57.7
堺市	56.4
静岡市	56.0 (政令市中9位)
広島市	56.0
北九州市	55.7
千葉市	54.4
京都市	53.4
名古屋市	50.8
浜松市	50.1
神戸市	48.8
岡山市	45.5
相模原市	44.5
大阪市	41.8

(上位3市：総合偏差値)

1 京丹後市(京都)	97.9
2 伊賀市(三重)	93.7
3 松本市(長野)	93.0

(分野別偏差値)

公開度	: 59.2
住民参加度	: 67.4
運営改善度	: 39.9